

総合口座キャッシュカード規定

1. カードの利用

商工中金の総合口座キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。なお、カードは、当金庫所定の時間内に利用することができます。

- (1)「当金庫の自動窓口機（以下「ATM」といいます。）ならびに当金庫がオンライン現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預入機」といいます。）の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の預入機」を使用して総合口座取引の普通預金に預入れをする場合。（以下この取扱いを「預金の預入れ」といいます。）

なお、入金提携先の預入機は入金提携先所定の時間内に利用することができます。

- (2)「当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機」（現金自動預入払出兼用機および当金庫のATMを含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して総合口座取引の普通預金の払戻し（当座貸越を利用した払戻しを含みます。）をする場合。（このカードは、商工債買入預金（以下「買入預金」といいます。）の現金での払戻しには利用できません。）なお、支払提携先の「支払機」は、支払提携先所定の時間内に利用することができます。
- (3)ATMを使用して預金口座からの振替えにより預金を払戻し、同時に代り金を預金口座（払戻口座を除きます。）に預入れをする場合。（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）
- (4)ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合（以下この取扱いを「振込」といいます。）
- (5)その他当金庫所定の取引をする場合。

2. ATM等による普通預金の預入れ

- (1)ATM等（入金提携先の預入機を含みます。）を使用して普通預金の預入れをする場合には、ATM等の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM等にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。但し、入金提携先の預入機では通帳の使用はできません。また、当金庫のATMでの通帳の使用は当金庫所定の時間内にかぎります。
- (2)ATM等による普通預金の預入れは、ATM等の機種により当金庫または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨にかぎります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. 支払機による普通預金の払戻し

- (1)支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位

とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. ATMによる振替入金

- (1)ATMを使用して振替入金をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ATMに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2)ATMによる1回あたりの振替入金は、当金庫所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振替入金は当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3)ATMの画面表示等の操作手順にしたがって操作し、振替入金金額の確認操作をされた後は、ATMでのこの振替入金の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行ったATM設置店の窓口にご照会ください。

5. ATMによる振込

- (1)ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2)ATMによる1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

6. 自動機利用手数料等

- (1)ATMまたは支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫および支払提携先所定のATM・支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

- (2)自動機利用手数料は、預金の払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から支払提携先に支払います。

- (3)振込手数料は振込資金の預金口座からの払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. ATM・支払機故障時等のお取扱い

- (1)停電、故障等によりATMによる普通預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内にかぎり、当金庫本支店の窓口でカードにより普通預金に預入れを行ってください。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(2)停電、故障等によりATM（当金庫の支払機を含みます。）による普通預金の払戻しの取扱いができないときは、窓口営業時間内にかぎり、当金庫がATM（当金庫の支払機を含みます。）故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3)前項による払戻しまたは預金の振替えは、当金庫所定の払戻請求書その他の書類に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出を受け、当金庫所定の方法によって申出の暗証に基づく氏名と書類記載の氏名が一致することを確認できる場合にかぎり取扱います。

(4)停電、故障等によりATMによる振込ができない場合には、窓口営業時間内にかぎり、前号によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより総合口座取引の普通預金に預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳がATM（当金庫の支払機を含みます。）で使用された場合、または、当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、振込金額と振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. カード・暗証の管理等

(1)当金庫は、支払機またはATMの操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ総合口座取引の預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、当金庫所定の方法によって申出の暗証に基づく氏名と書類記載の氏名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11. 盗難カードによる払戻し等

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の

各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. カードの紛失、届出事項の変更等

(1)カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

(2)届出の暗証は、ATMを使用して変更することができます。変更にはATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、書面による届出の必要はありません。

13. カードの再発行等

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. ATM・支払機への誤入力等

ATM・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、入金提携先および支払提携先の預入機および支払機を使用した場合の入金提携先および支払提携先の責任についても同様とします。

15. 解約、カードの利用停止等

- (1)総合口座取引の普通預金口座を解約する場合、または、カードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。但し、第2号の場合は、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認資料等の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 総合口座取引に関し、定期預金および保護預り中の商工債の残高が零となった場合に、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過し、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合
 - ③ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取扱います。

18. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。